

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K04262

研究課題名(和文) 障害者への差別意識と合理的配慮の提供に関する研究

研究課題名(英文) Elucidation of discrimination against people with disabilities and the method to provide reasonable consideration

研究代表者

岩崎 香 (IWASAKI, Kaori)

早稲田大学・人間科学学術院・教授

研究者番号：20365563

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)： 障害者の権利条約の批准という国際的な課題への対応が追い風となり、障害者差別解消法が成立したが、個人には拘束力がなく、結果として法の周知も不十分な現状がある。法施行後、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業によって、都道府県、市町村に協議会が設置され、事例が集積・公表されている。そうした事例は、人的資源で対応可能な内容と物理的な環境整備が必要なものに大別される。その現状をさらに詳細に検討するためにインタビュー調査を予定していたが、コロナウイルスの影響により、調査研究の方法、内容を変更せざるを得ない状況となり、障害者差別に関する20歳代の若者4000人を対象としたオンライン調査を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の差別解消法は公務員や民間事業者にはある程度の拘束力を発揮するが、仕事を離れた個人には、拘束力はない。そこで、今後の社会を担う20歳代の若者を対象とする調査を実施した。若者の障害者に対する意識を探ることは、現状を把握することと、今後の啓発活動に関して示唆を与えるものであると考える。

研究成果の概要(英文)： Approval of convention on the rights of persons with disabilities has been challenging all over the world, hence, Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities was established. However, it is not legally binding against individuals, and consequently it is not well known in public. Since it is established, committees created in each prefecture and city through a project run by a committee to assist the law, and some cases have been collected and published. The cases are mostly categorized as either those that can be corresponded by human resources, or those that require changes in the physical environment. To investigate the situation further, physical interviews were planned, however, the plan had to be changed due to COVID-19, therefore, online interviews about discrimination against people with disabilities were conducted. 4000 people in their 20's participated in the interviews.

研究分野：社会福祉学

キーワード：障害者差別 合理的配慮

1. 研究開始当初の背景

日本において障害者に関する法制度が整備されたのは第二次世界大戦後である。1949年に身体障害者福祉法が施行され、以後、知的障害者、精神障害者を対象とした法制度が整えられてきた。しかし、完全参加と平等をスローガンとした国際障害者年（1981年）以後、日本の「障害」の範囲が限定的であることに対する批判が集まり、精神障害者をはじめ、医療と福祉にまたがる障害等が徐々に福祉の対象として認められてきた経過がある。権利獲得の動きの一環として、障害を持つアメリカ人法（1990年）を始め、各国（ニュージーランド、カナダ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、韓国等）で差別禁止法が制定されたことが日本での差別禁止法制定の動きに結びついたわけであるが、最も影響が大きかったのは、「障害者の差別に関する条約」が2006年に国連で採択され、国内での批准をめくり、法制定への動きが加速したことである。2014年に日本はようやくその批准を行ったが、その締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法とする）が制定されたのである。

障害者差別解消法で捉えられている「差別」とは何かということであるが、障害を理由として障害者でない者と「不当な差別的取扱い」をすること、「合理的配慮の不提供」を差別として位置づけている。「不当な差別的取扱い」については、障害があるということだけで、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為であり、「合理的配慮」の例については、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある人の障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用意することなどが例としてあげられる。ただし、「不当な差別的取扱い」に関しても、客観的に判断してその目的に照らして行った取扱いがやむを得ないといえる場合は例外とされ、「合理的配慮の不提供」についても「障害者の権利に関する条約」同様、過度な負担が生じる場合は例外とされる。現状において、どの範囲が不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供にあたるのが厳密に規定され、具体的に示されているわけではない。かといって、サービスを提供する側が差別意識を持って差別や合理的配慮の不提供という事態を招いているのかということ一概にそうは言えない状況がある。障害者といっても多様であり、特に外見上は障害があるという判断が難しい障害者の「障害理解」が進むことも課題である。法は施行されたが、それだけで差別の解消は困難であり、障害理解や障害者差別への認識を高めていくことが現実的には重要な課題だといえる。

2. 研究の目的

障害者差別の問題は社会福祉領域の課題として長年認識されてきた。2016年には障害者差別解消法が施行されたが、その取り組みはまだ途に着いたばかりと言える。障害者差別解消法では、障害のある人への合理的配慮の提供が求められているが、現状では当事者が求める配慮とサービスを提供する側の認識のズレが存在する。そこで、本研究では「合理的配慮」に着目し、教育、就労、日常生活における障害者への差別と合理的配慮の現状を明らかに

すること、 障害当事者と合理的配慮の提供にかかわる人たちの認識のズレが生じる要因（差別構造）とその解消のための具体的な方策の提案を目的としていた。

しかしながら、コロナウィルスの流行により当初の研究計画の変更を余儀なくされ、20歳代の若者の障害者に対する意識を探り、現状を把握することと、今後の啓発活動に関して検討することとした。

3．研究の方法

日本の差別解消法では、差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）を定めており、自治体や事業者はその対応を求められているが個人には何の拘束力もなく、結果として周知も進んでいない。差別禁止に関しては、障害のあるアメリカ人に関する法律（ADA法）が先んじていることから、初年度にはボストン、ニューヨークにおいて障害者の置かれている状況を調査した。

次年度には、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業により、都道府県、市町村に協議会が設置され、挙がってくる事例を対応を検討する材料として公表していることに着目し、事例分析を行った。

以後、コロナウィルスの影響により、予定通りに研究が進まない状況に陥り、調査会社に依頼し、障害者差別に関する20歳代の若者4000人を対象としたオンライン調査を実施することとした。

4．研究成果

日本とアメリカの現状比較では、アメリカではあらゆる機能障害への対応が示されている点やADA法が国民に広く周知されている点などが日本と大きく異なっていた。もともと「合理的配慮」という概念は1970年代のアメリカで誕生し、1973年に制定されたりハビリテーション法で使用され、各国の障害者差別禁止法制定に大きな影響を与えた。日本では、2011年の障害者基本法改正時に初めて盛り込まれたが、その浸透は十分ではない。先進諸国と比較するとその要因として、日本人の持っている価値観、隔離収容政策、障害者の意思表示の遅れなどが社会モデルや合理的配慮の国民への浸透を遅らせたのではないかと考えられた。

公表されている差別や合理的配慮の不提供事例の分析からは、障害者差別解消法の対象となるサービスにおける差別、合理的配慮の不提供については、障害特性に関する正確な知識があることが求められると同時に、接遇、多様な障害に対応するための選択できるツールが用意されていることが解消につながる事が明らかとなった。ただ、そうした配慮が差別をしたと言われないうための対応ではなく、障害のある人とない人の平等や、多様性を許容する社会モデル的観点の浸透により、あたり前のこととして実行される仕組みづくりが求められているのである。

以上の結果から、日本では障害者が抱える困難やその解消に向けた法や具体的な施策などが国民に正しく理解され、十分に浸透しているとは言い難い現状が推察された。そこで、今後の日本を担っていく 20 歳代の若者 4000 名を対象に、障害者権利条約や差別解消法への周知などを含んだ障害者への差別意識に関する WEB アンケートを実施した。

障害者差別解消法に関する周知では、「内容も名前も知っている」という回答が 14.3%、「名前を聞いたことがある」が 39.3%、「全く知らない」が最も多く 46.4%という結果で、合理的配慮や障害者権利条約に関する周知もほぼ、同様の結果であった。主な障害の種別に関しては、7.8 割が知っており、自身が障害者と接する機会の有無に関しては、「よくある」が 16.9%、「時々ある」が 31.6%、「ほとんどない」37.6%、「全くない」13.9%となっていた。接した機会がある人に対して、適切な対応がとれたかどうかを聞いたところ、約 3 分の 2 が「できた」と回答しており、「できなかった」という回答は約 4 分の 1 を占め、その理由の 3 分の 2 が「接し方がわからなかった」ためであった。日本の社会の中での障害者への差別意識の有無については、約 9 割が「あると思う」「少しはあると思う」と回答していたが、自分自身の差別意識に関しては、「あると思う」「少しはあると思う」という回答は約 5 割と大幅に減少した。また、自分自身の差別感情の有無に何が最も影響しているかという設問に関しては、「障害者と接した経験」という回答が 41.3%、「学校での教育」41.1%が次いでいた。共生社会という言葉に関しては、「知っている」が 37.1%と他と比較して認知度が高かった。またその実現の可能性に関しては、「可能」「どちらかというところ可能」を合わせると約 7 割がとなっていた。

法制度等の周知に関しては、予想通りの結果であり、認知度を高める取り組みが引き続き必要である。また、障害者に接する際に知識や経験がないためにかかわりを躊躇したり、うまく対応できないという状況が生まれている可能性も示唆された。その一方で、差別感情を持っていないという回答や共生社会への認知度が他と比較して高い点から、若者層の多様化する社会に対応しようとする意識が高まっている可能性も示唆された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 岩崎 香	4. 巻 137
2. 論文標題 障害福祉サービス利用における「権利擁護」の検証	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 54-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩崎 香	4. 巻 37(2)
2. 論文標題 精神保健福祉士からみた多職種チームケアの未来と権利ベースのアプローチ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 精神科	6. 最初と最後の頁 136-140
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------